

介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	カブシキガイシャ イスシーエス		
法人名	株式会社 SCS		
法人所在地	〒	701 - 0151	
	岡山市北区平野1008-2-302		
フリガナ	スヤマ ヨウコ		
書類作成担当者	須山 陽子		
連絡先	電話番号	086-293-7733	E-mail info@fukujukai.jp.com

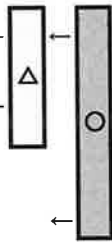
2 賃金改善計画について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

① 令和6年度の加算の見込額	(a)	7,607,594	円
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b)	744,470	円
ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額	(c)		円
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a - c)	(d)	7,607,594	円
③ 令和6年度の賃金改善の見込額(②の額以上となること)	(e)	7,650,000	円



④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰越分を除く。)(b - c)	(f)	744,470	円
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g)	670,000	円
⑥ ⑤以外で、その他の手当、一時金等による新たな賃金改善の見込額	(h)	100,000	円
⑦ 新たな賃金改善の見込額の合計(g + h)	(i)	770,000	円



【記入上の注意】

- ・ (b)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式6-2から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。
- ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (g)は(f)の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g + hの合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ・ ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることと算定要件を満たすこととする。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

○

①賃金改善実施期間		令和	6	年	6	月	～	令和	7	年	5	月	(12 か月)
②賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他 ()								
③具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)												
	<input type="checkbox"/> 就業規則 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程 <input type="checkbox"/> その他 ()												
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。												
	<p>6.7月支給分は介護職員の処遇改善手当を正社員は月額4,000円、嘱託社員は月額3,000円、パート社員は週30時間以上勤務の場合は月額1,500円、週30時間未満は勤務実績がある場合限り月額500円を支給。</p> <p>特定処遇改善手当は経験・技能のある介護職員の正社員は月額12,000円、嘱託社員は月額8,000円、パート社員は6,000円を支給。</p> <p>他の介護職員は介護福祉士の正社員は月額6,000円、嘱託社員は月額4,000円、パート社員は月額3,000円、介護福祉士以外の正社員は月額4,000円、嘱託社員は月額3,000円、パート社員は月額2,000円を支給。その他職種の正社員は月額3,000円、嘱託社員は月額2,000円、パート社員は1,000円を支給する。</p> <p>ベースアップ処遇改善手当は介護職員の正社員は月額6,000円、嘱託社員は月額4,000円、パート社員は週30時間以上の場合は月額2,000円、週30時間未満の勤務の場合は月額1,000円、その他職種の正社員は月額3,000円、嘱託社員は月額2,000円、パート社員は週30時間以上勤務の場合は月額1,000円、週30時間未満勤務の場合は月額500円を支給する。</p> <p>8月支給分より処遇改善手当を経験・技能・資格に応じて介護職員の正社員は月額14,500円～26,500円、嘱託社員は13,500円～18,500円、パート社員は勤務実績に応じて5,500円～12,000円、その他職種の正社員は月額5,000円～8,500円、嘱託社員は2,500円～5,500円、パート社員は勤務実績に応じて1,000円～3,000円を支給する。</p> <p>介護職員の正社員は介護職員の賞与を正社員は年間合計本棒100%、嘱託社員は本棒の50%、パート社員は平均月収の30%を上乗せ支給する。</p> <p>介護職員の正社員は本棒の役割給を1号棒、嘱託社員は本棒の3%、パート社員は時給50円～200円引き上げる。</p> <p>介護福祉士の嘱託社員及びパート社員はに資格手当として月額5,000円を支給する。</p> <p>5夜動手当を3,500円増額する。不足分については令和7年5月末日に一括支給する。</p>												
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。													
(上記取組の開始時期)		令和	4	年	6	月	(<input checked="" type="checkbox"/> 実施済	<input type="checkbox"/> 予定)			
④ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	実施しない場合、やむを得ない事情											

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1) (参考) 月額賃金改善要件 I (新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善) 【新加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

①	令和6年度の新加算Ⅳ相当の見込額の1/2	2,281,290	円	← ×
②	令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		円	

【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月未まで)に、加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

(2) 月額賃金改善要件Ⅱ (旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【新加算Ⅰ～Ⅳ】

※新加算Ⅰ～Ⅳを算定するまで旧ペア加算又は新加算Ⅴ(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

①新加算への移行に伴い新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額	0	円	—	—
②新たに増加する旧ベースアップ等加算相当を原資として実施する新たな賃金改善の見込額		円	0.00	%
③うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額(②の額の2/3以上となること)		円	—	—
(原資内は月額10か月間算定するとした場合)		0	円	—

(3) 月額賃金改善要件Ⅲ (旧ペア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【旧ペア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること

令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。 ← ○

【令和6年4-5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、基本給等(基本給又は決まった毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること

①新規に算定する旧ベースアップ等加算の見込額	0	円	—	—
②旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(①の合計)	0	円	—	—
③うち、旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額		円	0.00	%
介護職員		円	—	—
④うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額(③の1/3)		円	—	—
(原資内は月額2か月間算定するとした場合)		0	円	—
その他		円	—	—
⑤旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額		円	—	—

職の賃金のうち、基本給等の新規の引上げによる賃金改定の見込額(注)は
 区内は月額(2か月間算定する)とした場合
 0円

(4) キャリアパス要件 I・II

【新加算 I～IV・V(1)～(6)・V(8)・V(11)、旧処遇 I・II】

⇒ キャリアパス要件 I と II の両方を満たすこと。

該当

【新加算 V(7)・(9)・(10)・(12)～(14)、旧処遇 III】

⇒ キャリアパス要件 I と II のどちらかを満たすこと。

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ←

イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

⇒上記が「×」の場合、令和6年度中の整備を誓約すること。 令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めます。

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ←

イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること
	外部研修への参加とともに、内部研修を実施し能力の改善を図る。
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること
	資格取得の通学に対して優先的にシフト調整
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。

⇒上記が「×」の場合、令和6年度中の実施を誓約すること。 令和6年度中(令和7年3月末まで)に研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行います。

(5) キャリアパス要件 III 【新加算 I～III、V(1)・(3)・(8)、旧処遇 I】

キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ←

イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。

⇒上記が「×」の場合、令和6年度中の整備を誓約すること。 令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備します。

(6) キャリアパス要件Ⅳ 【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件) ⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	1	← ○
	キャリアパス要件Ⅳを「満たす」とした事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複を除く。)	1	
新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	1	← ○
	キャリアパス要件Ⅳを「満たす」とした事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複を除く。)	1	

⇒上記のいずれかまたは全てに「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

- 小規模事業者や新加算額全体が少額であるため。
- 職員の賃金水準が低く、或ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たって、これまで以上に事業所内の階層や役種にある者に与えられる能力や労務を明確化することが必要であり、現在の賃金や階層・業務経験の差等を一定期間を要するため。
- その他

(7) キャリアパス要件Ⅴ 【新加算Ⅰ、Ⅴ(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定Ⅰ】

キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件) ⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Ⅰの要件(4・5月) ⇒ ○

新加算Ⅰ、Ⅴ(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降) ⇒ ○

(8) 職場環境等要件

【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)及び旧特定Ⅰ・Ⅱを算定しない場合】

⇒届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(4)・(5)がキャリアパス要件で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。

【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定Ⅰ・Ⅱを算定する場合】

該当

⇒届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

区分	内容	判定
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
	<input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入	
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備	
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	
	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化	
	<input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
	<input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

【見える化要件】【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載	

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	<input type="checkbox"/>

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 10 日 法人名 株式会社 SCS
代表者 職名 事務局 氏名 須山 陽子

(確認用) 提出前のチェックリスト

(参考)本様式で一括して提出する事業所の数

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

3

2 賃金改善計画について		
	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	<input type="checkbox"/>
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている	<input type="checkbox"/>
	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	<input type="checkbox"/>
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	<input type="checkbox"/>
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	<input type="checkbox"/>

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について			
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	<input type="checkbox"/>
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること	<input type="checkbox"/>
		令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベア加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること	<input type="checkbox"/>
		介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること	<input type="checkbox"/>
		その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること	<input type="checkbox"/>
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	<input type="checkbox"/>
		キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること又は研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	<input type="checkbox"/>
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	<input type="checkbox"/>
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	<input type="checkbox"/>
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	<input type="checkbox"/>
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	<input type="checkbox"/>
		情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	<input type="checkbox"/>

4 要件を満たすことの確認・証明		
	必要な項目が全て選択されていること	<input type="checkbox"/>
	誓約・記名が行われていること	<input type="checkbox"/>

事業所個票 1

(1) 基本情報

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		1単位の単価[円]	事業所名	サービス名	総単位数[単位/月]	処遇加算等の単位数	処遇等除く総単位数
3370115580	岡山市	岡山県	岡山市	10.14	デイサービスセンターきびてらす	通所介護	308,660	22,860	285,800

(2) 新加算への推奨の移行パターン

処遇加算 I	特定加算 II	ペア加算	合計
5.9%	1.0%	1.1%	8.0%

パターンA

新加算 II
9.0%

R5年度と同じ要件を継続すれば、R6年度に新加算IIを算定可。

⇒ (3) のボタンからそれぞれの要件の充足予定を選択してください。

(参考) 算定対象月が令和6年4月～令和7年3月まで以外の場合は、以下に算定対象月を入力してください。

令和 年 月 ~ 令和 年 月 (12 カ月)

(3) 令和6年4月以降の各要件の充足予定

	R6.3まで	R6.4~R6.5	R6.6~R7.3
<p>月額賃金改善要件 II (Ⅲ)</p> <p>前年度と比較して、R6ベースアップ等加算相当の加算額の6分の2以上の新たな基本給等の改善(月額の引上げ)を行う。</p>	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない
<p>キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)</p> <p>介護職員について、職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。</p>	<input checked="" type="radio"/> IとIIともに満たす <input type="radio"/> IとIIのいずれかが満たす <input type="radio"/> IとIIともに満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない
<p>キャリアパス要件 II (研修の実施等)</p> <p>介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、a 研修機会の提供、技術指導等 又は b 資格取得の支援(シフト調整、休暇の付与、費用の援助等)を実施する。</p>	<input checked="" type="radio"/> IとIIともに満たす <input type="radio"/> IとIIのいずれかが満たす <input type="radio"/> IとIIともに満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない
<p>キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)</p> <p>介護職員について a 経験に応じて昇給する仕組み、b 資格等に応じて昇給する仕組み、c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みのいずれかを整備する。</p>	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない
<p>キャリアパス要件 IV (改善後の賃金要件)</p> <p>賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上(経験・技能のある介護職員)。</p>	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす ⇒ 要件を満たす職員数 <input type="text" value="0"/> <input checked="" type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす ⇒ 要件を満たす職員数 <input type="text" value="0"/> <input checked="" type="radio"/> 満たさない
<p>キャリアパス要件 V (介護福祉士の配置等)</p> <p>サービス提供体制強化加算 I または II を算定する。</p>	<input type="radio"/> 満たす <input checked="" type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす ⇒ サービス提供体制強化加算 II <input checked="" type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす ⇒ サービス提供体制強化加算 II <input checked="" type="radio"/> 満たさない
<p>職場環境等要件の上位区分</p> <p>6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組を行う。</p>	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない

(4) 令和6年4月以降の加算区分 (3) の状況に基づき自動表示

	R6.4~R6.5				R6.6~R7.3
加算区分	処遇加算 I	特定加算 II	ペア加算	合計	新加算 II
加算率	5.9%	1.0%	1.1%	8.0%	9.0%
加算の見込額	341,960 円 (170,980円/月)	57,960 円 (28,980円/月)	63,760 円 (31,880円/月)	463,680 円 (231,840円/月)	2,608,210 円 (260,821円/月)

事業所個票 2

(1) 基本情報

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		1単位の単価[円]	事業所名	サービス名	総単位数 [単位/月]	処遇加算等の単位数	処遇等除く総単位数
3370115580	岡山市倉敷市	岡山県	岡山市	10.14	デイサービスセンターきびてらす	通所型サービス(総合事業)	4,164	308	3,856

(2) 新加算への推奨の移行パターン

R5年度末 (R6.3時点) の算定状況			
処遇加算 I	特定加算 II	ペア加算	合計
5.9%	1.0%	1.1%	8.0%

パターンA

新加算 II	R5年度と同じ要件を継続すれば、R6年度に新加算 II を算定可。
9.0%	

⇒ (3) のボタンからそれぞれの要件の充足予定を選択してください。

(参考) 算定対象月が令和6年4月～令和7年3月まで以外の場合は、以下に算定対象月を入力してください。

令和 年 月 ~ 令和 年 月 (12 カ月)

(3) 令和6年4月以降の各要件の充足予定

		R6.3まで	R6.4~R6.5	R6.6~R7.3
月額賃金改善要件Ⅱ(Ⅲ)	前年度と比較して、10ペーシングアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善(月給の引き上げ)を行う。	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない
キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)	介護職員について、職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。	<input checked="" type="radio"/> IとⅡともに満たす <input type="radio"/> IとⅡのいずれかが満たす <input type="radio"/> IとⅡともに満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない
キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)	介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、a 研修機会の提供、技術指導等又はb 資格取得の支援(シフト調整、休暇の付与、費用の援助等)を実施する。	<input checked="" type="radio"/> IとⅡともに満たす <input type="radio"/> IとⅡのいずれかが満たす <input type="radio"/> IとⅡともに満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない
キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)	介護職員について a 経験に応じて昇給する仕組み、b 資格等に応じて昇給する仕組み、c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みのいずれかを整備する。	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない
キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)	賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上(経験・技能のある介護職員)。	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす ⇒ 要件を満たす職員数 <input type="text" value="0"/> <input checked="" type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす ⇒ 要件を満たす職員数 <input type="text" value="0"/> <input checked="" type="radio"/> 満たさない
キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士の配置等)	サービス提供体制強化加算ⅠもしくはⅡ、または、それらに準ずる市町村独自の加算を算定する。	<input type="radio"/> 満たす <input checked="" type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす ⇒ <input checked="" type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす ⇒ <input checked="" type="radio"/> 満たさない
職場環境等要件の上位区分	6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組を行う。	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない

(4) 令和6年4月以降の加算区分 ((3) の状況に基づき自動表示)

	R6.4~R6.5					R6.6~R7.3
加算区分	処遇加算 I	特定加算 II	ペア加算	合計	▶	新加算 II
加算率	5.9%	1.0%	1.1%	8.0%		9.0%
加算の見込額	4,622 円 (2,311円/月)	790 円 (395円/月)	850 円 (425円/月)	6,262 円 (3,131円/月)		35,180 円 (3,518円/月)

事業所個票 3

(1) 基本情報

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		1単位の単価[円]	事業所名	サービス名	総単位数 [単位/月]	処遇加算等の単位数	処遇等除く総単位数
3370108031	岡山市	岡山県	岡山市	10.14	グループホーム きびてらす	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	244,070	32,406	211,664

(2) 新加算への推奨の移行パターン

R5年度末 (R6.3時点) の算定状況			
処遇加算 I	特定加算 II	ペア加算	合計
11.1%	2.3%	2.3%	15.7%

パターンA

新加算 II	R5年度と同じ要件を継続すれば、R6年度に新加算 II を算定可。
17.8%	

⇒ (3) のボタンからそれぞれの要件の充足予定を選択してください。

(参考) 算定対象月が令和6年4月~令和7年3月まで以外の場合は、以下に算定対象月を入力してください。

令和 年 月 ~ 令和 年 月 (12 カ月)

(3) 令和6年4月以降の各要件の充足予定

		R6.3まで	R6.4~R6.5	R6.6~R7.3
<small>月額賃金改善要件 II (Ⅲ)</small> 前年度と比較して、旧ベースアップ等追加相当の加算額の3分の2以上の額が基本給等の改善(月額の上上げ)を行う。		<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない
キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)	介護職員について、職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。	<input checked="" type="radio"/> IとIIともに満たす <input type="radio"/> IとIIのいずれか満たす <input type="radio"/> IとIIともに満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない
キャリアパス要件 II (研修の実施等)	介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、a 研修機会の提供、技術指導等 又は b 資格取得の支援(シフト調整、休暇の付与、費用の援助等)を実施する。	<input checked="" type="radio"/> IとIIともに満たす <input type="radio"/> IとIIのいずれか満たす <input type="radio"/> IとIIともに満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない
キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)	介護職員について a 経験に応じて昇給する仕組み、b 資格等に応じて昇給する仕組み、c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みのいずれかを整備する。	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 令和6年度中に満たすことを誓約 <input type="radio"/> 満たさない
キャリアパス要件 IV (改善後の賃金要件)	賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上(経験・技能のある介護職員)。	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす ⇒ 要件を満たす職員数 <input type="text" value="1"/> <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす ⇒ 要件を満たす職員数 <input type="text" value="1"/> <input type="radio"/> 満たさない
キャリアパス要件 V (介護福祉士の配置等)	サービス提供体制強化加算 I または II を算定する。	<input type="radio"/> 満たす <input checked="" type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす ⇒ 特定事業所加算 II <input checked="" type="radio"/> 満たさない	<input type="radio"/> 満たす ⇒ <input checked="" type="radio"/> 満たさない
職場環境等要件の上位区分	6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組を行う。	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす <input type="radio"/> 満たさない

(4) 令和6年4月以降の加算区分 ((3) の状況に基づき自動表示)

R6.4~R6.5					R6.6~R7.3	
加算区分	処遇加算 I	特定加算 II	ペア加算	合計	新加算 II	
加算率	11.1%	2.3%	2.3%	15.7%	17.8%	
加算の見込額	476,478 円 (238,239円/月)	98,722 円 (49,361円/月)	98,722 円 (49,361円/月)	673,922 円 (336,961円/月)	3,820,340 円 (382,034円/月)	